

自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可に係る許可申請書に添付する書類及び図面

番号	項目	解体業		破砕業			備考		
		新規	更新	新規	更新	事業範囲の変更			
1	法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	○	○	○	○	○			
2	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	位置図	○	●	○	●	●	縮尺1/25,000程度	
3		見取図	○	●	○	●	●	●	処理施設周辺の地形地物の概略が把握できる縮尺1/2,500~1/5,000程度(住宅地図など)
4		事業場の平面図	○	●	○	●	●	●	囲い及び排水溝の施工範囲、管理事務所、油水分離槽、保管設備等、処理施設、その他関連施設の位置
5		囲いの構造図	○	●	○	●	●		
6		保管施設の構造図	○	●	○	●	●	●	床面、排水溝の構造など
7		燃料採取所の構造図	○	●	—	—	—	—	床面、溜めますの構造など
8		解体作業場の構造図	○	●	—	—	—	—	排水溝の構造、建屋の構造、床面の構造など
9		取外部品の保管施設の構造図	○	●	—	—	—	—	床面、建屋の構造など
10		破砕施設(破砕前処理設備)の構造図	—	—	○	●	●	●	処理施設の構造、処理施設を設置する建屋、床面の構造など
11		自動車破砕残さの保管施設の構造図	—	—	○	●	●	●	床面、建屋、側壁の構造など(破砕前処理施設の場合は不要)
12		処理施設用地の現況写真	○	●	○	●	●		
13		処理施設、付帯設備の処理能力に関する設計計算書・仕様書	○	●	○	●	●		
14		保管面積・保管容量(台数)計算書	○	●	○	●	●		
15		許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	土地の登記簿謄本	○	●	○	●	●	
16	公図		○	●	○	●	●		
17	賃貸借契約書の写し		○	●	○	●	●	●	土地の所有権がない場合のみ
18	事業計画書	事業計画書	○	○	○	○	●		
19		処理工程図	○	○	○	○	●		
20		使用済自動車等の撤去・改善計画書	○	○	○	○	●	●	使用済自動車等を大量に保管している場合又は不適正保管している場合(事業場と離れた場所に保管している場合も含む。)
21	収支見積書	○	○	○	○	●			
22	許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2	▲	○	▲	○	▲			
23	許可申請者が法人である場合においては、その法人の定款又は寄附行為の写し(代表者により原本証明されたもの)及び登記事項証明書※3	○	○	○	○	○			
24	許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2	▲	○	▲	○	▲			
25	許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2(法人の場合は登記事項証明書※3)	▲	○	▲	○	▲			
26	許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2	▲	○	▲	○	▲			
27	許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2	▲	○	▲	○	▲			
28	許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、その法人の定款又は寄附行為の写し(代表者により原本証明されたもの)及び登記事項証明書※3	▲	○	▲	○	▲			
29	許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、その役員の住民票の写し※1及び登記されていないことの証明書※2	▲	○	▲	○	▲			
30	標準作業書	○	○	○	○	○			
31	施設概要書	○	●	○	●	○			

・凡例 ○:添付が必要 ●:変更がある場合(又は変更に係る部分)のみ添付が必要 ▲:先行許可証を提出した場合は添付不要※4

・住民票の写し等公的機関から発行される証明書等は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

・行政書士が代理人として手続を代行する場合は、委任状を添付してください。

※1 市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

※2 成年被後見人・被保佐人に登記されていないことの証明書。請求先:法務局(盛岡地方法務局戸籍課 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号(盛岡第2合同庁舎) 電話019-624-1141)。提出できない場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、受付窓口事前にご相談ください。

※3 法人登記簿謄本(更新申請の場合は履歴事項全部証明書が必要。新規申請の場合は現在事項全部証明書でも構いません。)。請求先:法務局(盛岡地方法務局登記部門 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号(盛岡第2合同庁舎) 電話019-624-1141)。

※4 先行許可証としては、申請時より5年以内に発行された解体業許可証、破砕業(事業範囲変更)許可証又は産業廃棄物処理業(事業範囲変更)許可証の原本(許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの)が使用できます。ただし、本籍地の確認のため、本籍地が記載された住民票の写しのコピーを各人分添付してください。また、本籍地市町村に照会する必要上、本籍地及び住所は正確に記載してください。